

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町規則第4号

佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町規則第4号

### 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年佐用町規則第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第13号中「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）」に、「看護」を「看護等」に、「をいう」を「若しくは学校保健法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう」に、「その養育する小学校就学の始期に達するまでの子」を「その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、同号に次のように加える。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

(佐用町職員の定年等に関する規則等の一部を改正する等の規則の一部改正)

第2条 佐用町職員の定年等に関する規則等の一部を改正する等の規則（令和4年規則第39号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。